

第1回 吹田市総合計画審議会第2部会 会議録

- 1 日 時 平成28年12月22日(木) 午後6時15分～午後8時
- 2 場 所 吹田市役所 高層棟 4階 特別会議室
- 3 出席者 別添「出席状況一覧」のとおり
- 4 傍聴人 1人
- 5 配付資料
 - 資料1 第1回審議会部会及び次回の審議内容について
 - 資料2 施策の大綱及び想定される施策【対応表】
 - 資料3 施策の大綱に関する第3次総合計画の検証結果の反映状況
 - 参考資料 前回までに御依頼いただいた資料(資料7～11)

6 議事要旨

(1) 第4次総合計画基本構想(素案) 施策の大綱の検討

事務局より資料1～3及び参考資料を用いて、施策の大綱の検討について説明があった。

【審議内容】

《大綱5【環境】について》

部会長： 本日の審議では、社会情勢の変化等を踏まえた今後の課題や取組の方向性について議論したい。また、特別委員会からの意見も参考いただき、委員の考えや御意見があれば積極的にご発言いただきたい。

A委員： 基本構想(素案) p.14に、将来空間として人と自然の共生空間の形成について書かれている。また、資料3の5章に「生物多様性の保全に関して北摂各市との連携が必要」とある。人と自然の共生空間の形成における北摂各市との連携とは、どのようなことをイメージすればよいのか。もしくは既に連携の方法の議論があるならば教えていただきたい。例えば、近隣市ではどのような考えを持っているかという情報はるか。

事務局： 庁内での検討では、一自治体である吹田市域の中で生物多様性を確保するのは難しいという意見があり、近隣市と連携した取組が必要だということになった。具体的にどのような形で進めるかについての検討は進んでいない。

部会長： 現状において何か差し迫った課題があるわけではなく、一般論として入れておくという認識か。

B委員： 大綱5【環境】は具体化しにくい。

C委員： 例えば、公的な緑地は守られるが、個人所有の田畑や竹林などは相続のときに簡単に手放せ、宅地になったりする。そういうものも市は守れないのかと思う。また、他のまちから引っ越してきた人から、吹田はみどりが多くあって嬉しい、といった声は聞くが、みどりを切迫して守ろうとしていない感があり、守るというよりむしろ増やすというもう少し突っ込んだニュアンスぐらいでないと、今のままでは持続可能ではないと考える。

D 委員： 何をもって生物多様性を評価するかは非常に難しいと考える。みどりが多いに越したことはないが、みどりの種類を地域に根差した植物に限定するのか、外来種として入ってきた植物も含むのか。それが本当に良いのか悪いのか。個人の思いとしては、吹田市民がみどりや自然に興味や親しみを持てるような、みどりや自然の良さが分かる表現がほしい。

部会長： 生物多様性という概念を削除するべきだとする意見はないと思うので、このまま記載するというで進めていく。C 委員がおっしゃったみどりの保全については、大綱 6【都市形成】にも関係がある話で、人口が増えていく吹田は、このままではみどりは減っていくと考えられる。その歯止めの一つの原理を埋め込んでおくことは、悪くないと考える。

A 委員： C 委員や D 委員の内容は、どちらかという和生活に密着したイメージがあるだけに、大綱 6 に反映した方がよいのでは。生物多様性と低炭素が市内で出てきた背景には、まちとは次元が違うところに発想があり、他地域との連携など、少し広い視点であるという印象である。

部会長： ちなみに、低炭素に関する記述は入れておいた方がよい。高齢化が進むと電気の需要が伸び、炭素の排出量が増えるが、高齢化率は日本が世界でトップである。一方で、数年以内に自治体で低炭素のための取組を義務付ける法律が制定されており、東京や横浜では先進的に対応しているという状況である。私自身は大綱 5【環境】をこのまま置いておいてよいという印象を持っている。

事務局： C 委員がおっしゃった緑地の積極的な保全について、今年の 8 月に改定した「第 2 次みどりの基本計画」では、緑被率について具体的な数値目標を設定している。そのような個別計画もあることから、環境はここでは概念的なもので押さえている。

また、吹田は北部と南部でまちの様子が大きく異なり、南部で緑被率を確保できるかという大きな問題がある。さらに、田畑は個人が所有しており、行政が買い取るのは財政的にも非現実的だが、生産緑地をどうするかは課題として認識している。

A 委員： 今回の総合計画の期間内に低炭素に関する義務付けがもし入りそうならば、吹田市は施行時特例市の役割として、低炭素についての記述を入れておく方が賢明ではないか。また、この状況で、押さえなければならない内容、施行時特例市としての吹田市として何か条件があるならば、今でなくてもいいので教えていただきたい。それ次第では文章に変更を加える必要があるのでは。

部会長： 個別で環境計画があるので、そちらで具体的に対応していただくことになるかと思う。例えば、低炭素の取組について、京都市はコミュニティから排出量を買収するというのをやっているが、そういった具体的な取組については個別計画での対応が良い。

低炭素や生物多様性の取組に対して、後ろ向きでないという姿勢を示すことが、基本構想においては必要である。また、府の方針なども関係してくるので、とりあえずこの文章で進め、問題があればそのときに考えていきたいと思う。

E 委員： 施策の大綱の表現についての質問だが、例えば大綱 5【環境】であれば、最終的に市民が目にするのはこの 3 行だけなのか。その下に書いてある「(想定される施策)」については、市民は目にするのか。

事務局： 「(想定される施策)」は、ここには記載しない。具体的な取組内容などは基本計画で見えていただくことになる。

部会長： 「(想定される施策)」という文言がいいかどうかはさておき、具体的な関連領域とかいう形で計画など挙げると、市民は次にどこを見れば具体的なことがわかるか、よりわかりやすくなると思う。

E 委員： 部会長と同意見である。そう考えた場合、今は参考なのでシンプルに書かれていると思うが、例えば、エネルギー、生活環境、生物多様性という、これだけの表現ではあまり具体的なイメージしにくいいため、工夫が必要である。

事務局： 実際に総合計画が冊子となるときには、基本構想と基本計画をまとめて総合計画として出すことになる。今は基本構想について議論いただいているが「(想定される施策)」となっているところは基本計画で実際に施策を整理し、もう一度分類してお見せする形になる。具体的な取組を含め、基本計画の中ではお見せする。

E 委員： 総合計画をコンパクトかつ市民にとって分かりやすいものにするに当たっては、基本計画や個別計画を見ればわかるというスタイルで良いのか。「(想定される施策)」は、市民に見ていただくという方向で考えてもよいかもしれない。その場合、うまく工夫できれば基本計画に書いてあるので見てくださいますと言わなくても、市民にとってイメージしやすい大綱になる可能性があるのではと思う。

部会長： 現状の表現ではわかりにくいのではというご指摘なので、この点は前向きに工夫をご検討いただければと思う。

事務局： 今後、基本計画も議論していくので、「(想定される施策)」を基本構想と基本計画のどちらに位置づけるのが市民にとって分かりやすいのか、全体のなかで検討することとしたい。

《大綱 6【都市形成】について》

E 委員： 資料 3 と大綱 6 の文章を比べると、資料 3 の 6 章 2 節①の「将来的なニーズ」が、大綱 6 では「さまざまな市民ニーズ」という表現となっているが、何か意図があるのか。

また、資料 3 の 6 章 2 節②の「インフラ整備から更新へ」と整備より更新を重視した表現とし、それを「大綱 6 で明記」としているが、大綱 6 の文章では、「整備や維持管理・更新」と書いてあり、整備と更新が並列しているように読める。

- 事務局：「将来的なニーズ」と「さまざまな市民ニーズ」の表現の違いについて、特別な意図はない。「さまざまな市民ニーズ」は個別計画を参照したうえで吹田市が一般的に使っている文言として表記している。また、「さまざまな」の中に「将来的なニーズにも対応した」の意味を込めている。
- E 委員： 検証結果として、将来的なニーズを強く前面に出すべきとなったということではない、という理解で良いか。将来的なニーズというのを大綱で強く出したいのであれば、例えば「将来的なニーズなどさまざまな市民ニーズ」と書けば、より強く市民にはイメージされると思う。
- もう一点、整備と更新に関してはどうか。
- 事務局： 今まで整備してきたものについての維持管理・更新という課題を検証してきたが、人口が増えるかもしれない状況でもあり、整備、維持管理・更新あるいは統合などその時々状況に応じて計画的に判断し対応していくという考え方を示している。
- E 委員： その考え方は推測できるが、これは「大綱6で明記」していることになるのか。
- 部会長： 明記という考え方を入れるのであれば、大綱6の「計画的な整備や維持管理・更新を行い」の「や」でつないでいるのを切り、「また」に続けて「既存の公共施設について、現状のままで良いか検討しながら維持管理・更新、修繕を行っていく」という旨を記述するという形で分けてしまえば、並列だが無視していないという庁内の意見は反映できるのでは。
- E 委員： 大綱6に「地域ごとの特性」とあるが、「地域」とは何か、市民はすぐにわかるのか。この「地域ごとの特性を生かしながら」という視点は非常に重要だと思う。参考資料4「地域別基礎データ」では、項目によって6地域になっていたり、小学校区になっていたりする。つまり、データを使用する局面によって異なる地域が想定されているのではと想像できるが、これでは市民にとって「地域」とは何か、わかりにくいのでは。
- 事務局： 「地域」が何を指しているかは、施策によって捉えるエリアが異なる。
- 部会長： E委員の意見については、施策ごとにイメージする地域が違うのであれば、それも踏まえた表現にした方がよいだろう。施策ごとに区分けが違っていても良いと思う。全て小学校区を単位にしている自治体もあれば、中学校区、社会福祉協議会などの単位もある。吹田市民にとってイメージしやすい形で、施策ごとにわかれているということがわかればよい。この辺りは先ほどの生物多様性とは違い、もう少しイメージしやすい表現にした方がよい。
- E 委員： 地域と言え、基本的に吹田市内を指すということで良いか。実際の都市形成においては、限られた財政運営の中で市民ニーズを満たしていくには、他市との連携が必要な場合もあろう。北摂各市との連携を行うことについて大綱では触れなくてよいのか。

部会長： 連携相手となる他自治体のこともあるにせよ、おっしゃるとおりで、自治体間の水平連携または域外を越えた課題については、そういう都市課題が必ずある。そしてそれをどこに書き込むかを考えれば、大綱 6【都市形成】でよいのではという気はする。他市に協力を求めているかなければならないことについてはためらうことなく、全て自前主義、吹田ファーストではないということではよいのでは。

先程の地域のみどりや交通などいろんな観点もあろうかと思うがいかがか。

F 委員： 緑に関して、レベルの低い話になるかもしれないが、落ち葉の苦情のせいで、紅葉になる前に街路樹を全部切っている。また、交通について、ここ 3 年ほどで中止になった計画道路が数多くある。南部地域における東西の交通が不便なのに、特に東西の計画道路について多くが中止されている。大きな都市計画道路を中止にして後をどうするのか。

部会長： 今おっしゃったようなことを一般的に書くとすれば、例えば市内の移動の円滑化をどう図るかという書き方にするのがよいかと思う。総合計画なのであまり具体的に書けないが、課題はある。ただ、全体のバランスは考えなくてはならない。

南部地域の話も、今は皆が車を運転して移動するという時代でもない中、むしろ南部地域では別の移動の方法を考えていかねばならない。「市民の暮らしを支える道路などの都市施設について」と書いてあるので、ここを膨らませるなど、交通についての方向性を示唆する書き方があればいいかと思う。市民や、病気や障がいを持つ人が円滑に移動できるような交通網、交通体系の整備といった書き方を少し入れていただく対応で結構かと思う。吹田市にも高齢化の波はいつかはやってきて、車が減る社会となる。多くの市でコミュニティバスを走らせているが、これをどう整備していくか。お金もかかるし大変だが、いろんなことを考える手がかりみたいなものがあればいいかと思う。円滑な交通体系といった形で結構なので、道路だけでなく、要は移動したい時に移動できるシステムがあればよいということでは。

《大綱 7【都市魅力】について》

E 委員： 魅力を発信するのは素晴らしいと思う。ただ、市民が読んだときに、誰が何をするのかといった、「(想定される施策)」のような、施策の内容らしきものが参考情報として付け加わるならば、ここで何らかの工夫がいるだろうと思う。

部会長： 吹田市は、例えば京都市とは違い、観光客が自ずと魅力を発見し満足して帰っていくようなまちではない。そういう意味では、魅力を発信するのを、観光客に対してか、住みたいと思っている潜在的な若者に対してか、いろんな観点があると思う。特に交流人口、観光に対してという点では大綱 7 の文言はどうか。

事務局： シティプロモーションの戦略を策定しているところであるが、対象は市民である。

部会長： 市北部の地域の方が南部地域のことをどれだけわかっているのか、また南部地域

の人がどれぐらい車で千里中央を通ることがあるのか、そういうことを考えると
いろんな可能性が広がると思う。市内の、自分の暮らす地域以外へ行ったことが
ないのはよくある話である。魅力発信といっても市外からの観光客だけでなく、
市民を対象とした観光など、魅力づくりを含めて市として支援していくのは面白
いのではと思う。

A 委員： いま大綱 7【都市魅力】は 2 つの文章になっており、前文は主に産業振興、雇用・
就労で、後文は文化、スポーツ、観光等と捉えられる。この 2 つの文章が、市民
を軸にした雇用体制、及び市民の生活のより豊かな部分としてのスポーツ、観光、
といったことを表すならば、主語は市民にしてしまい、それに関する文章を書け
ばわかりやすくなるのでは。

部会長： 主語については難しく、行政ができることというのは、魅力向上のための支援だ
と思う。また、「吹田市民は」というマニフェストのような形は、現実的には抽
象的でわからないことが多いと思う。市として目指すが、具体的には行政が魅力
向上を目指すためのあらゆる施策をとる、といった、出し惜しみしないというこ
とを書く方が、意味があるのでは。

C 委員： 市民がまちの魅力に気づく、ということだが、何年住んでいても市内の他地域へ
行かないように、魅力を発信してもアクセスできない状況があるのが今だと思う。
駅はたくさんあるが、市民の足として実用的なものは少ない。また、車を持って
いても、道が細いから行きたくないとか、心理的なためらいがある。市内を市民
が楽しめる仕組みをつくとともに、アクセスが簡単になればより一層まちの魅
力に気づいていくかと思う。

部会長： 住んでいる人には自分のまちの良さがわかりにくいいため、魅力発信の前に魅力再
発見も必要である。例えば南部に住む方は北部に観光に行くと結構おもしろい
と思う。そういうことも含め、少なくとも市が後押しをしていく方向性、覚悟があ
るということを示していただければよいのでは。

F 委員： 大綱 7【都市魅力】について、その内容を、都市魅力部ひとつで所管しているか
らこうなるのかもしれないが、少し内容がそぐわないのではないか。産業を呼ん
でくる、あるいは事業者を呼んでくる、それによって市の発展を考えるというこ
とと、観光、文化、スポーツは少し違うような気がする。なぜ同じ大綱なのかと
見てしまう。

部会長： 魅力といったときに、開発企業への魅力アピールはもちろんあると思うが、企業
誘致の観点からすれば市の予算の権限はそれほど主要なものではない。これは府
の仕事であり、市においては、むしろ予算でも権限でも主要なものは市民生活の
部分である。

企業への産業振興については市として出来る範囲でちゃんとやるという覚悟
を示せばひとつのまとまりになるのでは。雇用・就労支援と言ってもできること

や予算も限られている。市民感覚からしたら、まずは生活の魅力、都市の魅力と言ったときには、住み心地がいいという話が一番に来るという気がしている。

A 委員：吹田市には大学が多く、大学生の就労支援を含むべきだと感じている。ゆえに雇用・就労については大綱 4【子育て・教育】に位置づけるかと思ったが、大綱 7 に入っている。雇用・就労の大きなターゲットに大学生がいるかと思うが、そのあたりが全然文章に出ていない。

事務局：大学生は、卒業し就職し吹田を離れるということが非常に多い。そこで、雇用を生み出すことは魅力の一つと考えて取り組むべきだろうという観点から、都市魅力に商工振興を含めている。

部会長：北摂の特徴として、家庭に入っている女性で就職しておらず、就職を希望している方の比率が高い。この潜在的な労働力を市内の企業に循環させる仕組みを市が手助けできれば素晴らしいと思う。「市がやってくれませんか」というのは北摂の他市ではよくある話だそうで、権限もないということで放置されている状態となっているという。ここに書き込むかは別として、雇用については大学生や新卒も重要だが、吹田市が先駆けて、色んな理由で一度リタイアした方にも仕事を斡旋していく手伝いを市が行うのであれば、それもいいかと思う。

E 委員：吹田市内に住む人、吹田市内で働いている人がどれぐらいいるのかはわからないが、大阪や神戸で仕事している人から見れば、この計画を見てもあまり魅力を感じない。むしろ女性の労働力や卒業した後の学生をどうするかを前端的に押し出した方が、市民にとっては納得できるものとなるのでは。

事務局：例えば子育て支援で、施設を作っても保育士がいないということで、吹田市は雇用施策として、JOB ナビすいたで家庭にいる有資格者に呼びかけるなど、取り組みは行っている。

基本構想（素案）p.6 のとおり、平成 22 年の国勢調査で吹田市民 35 万人のうち、働いている人は 16 万人。うち、吹田市内で働いている人は 6 万 5 千人で、比率としては 46% ぐらいとなる。

E 委員：大阪市内への交通が便利なベッドタウンであるだけに、市外で仕事を持っている人に対して吹田市内で仕事ができるといってもあまり魅力はない。

部会長：商業地作りについて、起業しやすい地域を都市計画レベルで開発し、市として誘導していくような仕組みづくりが出来ると思う。

また、例えば起業を支援していく仕組みや雇用の創出、新卒だけでなく就労意欲の高い人々、女性といった人達を支援する仕組みなどについて、北摂の他市では一生懸命取り組んでおられる。さらに、中小企業の事業譲渡の手伝いや、いろんな窓口につなぐなど、企業向けの魅力づくりについてももう少し盛り込めればと思う。

事務局：商工振興ビジョンの基本方針のひとつに「地域に根付いた魅力ある商業地づくり」

がある。中でも商工地の活性化の支援で市民生活の基盤となる雇用を創出することで都市の活力を創造することが必要だとしており、御意見いただいた分も含め都市魅力でどう謳えるか検討させていただければと考えている。

また、資料 7 課題検討集の p. 30 にあるが、吹田市は府内で最も開業率が高い市である。商工会議所と協力し、開業の支援施策を行っている。

部会長： せっかくしているのなら書いた方が良いと思う。

F 委員： 商工会議所で、創業支援活動をしているが、吹田市で相談件数は年間 700 件ぐらいあり、実際に動くのは 80 件ぐらい。吹田市で支援したのが 50 件ぐらいであり、そのうち、結果的に吹田に根付くのは 9 割である。企業規模が大きくなると吹田から出ていく。企業の流出を止める方法はないかと議論している。

部会長： その確率は高い方だと思う。だが、そのような方向性を市が持っていることを示していただきたい。具体的な方法は個別計画になるし、実施については商工会議所や地元の金融機関とネットワークを作っていくとお書きいただければ。

《大綱 8【行政経営】について》

E 委員： PDCA サイクルについては、市民はよくわかっているということでよいか。

部会長： 最後に用語集をつけるか。

F 委員： 絵にするとわかりやすいのでは。

事務局： いただいた御意見も含め、わかりやすい総合計画になるよう検討していく。

F 委員： 地方分権を前面に出してよいのか。

事務局： 地方が自立していかないと国が何もしてくれない時代になっている。市がなんとかしないといけないという意識は持っている。地方分権も法律で決まっている。

E 委員： 「自主自立のまちづくり」は主語によって意味が異なると思う。地方分権は国を意識していると思うが、主語は市なのか市民なのか。主語が市ならば国に頼らないという意味であると思うが、そうすると、どこまで実現可能性があるのか。また、そうでないなら、地方分権化により国がやってくれないうえに、市がやれることも限定的なので、市民が自主自立せよということなのか。

F 委員： 近年、市民の声は「市が何をしてくれるのか」というものが多く、自分が何をしないといけないのかあまり考えていないように感じる。本来は地方分権においては、自分が何かしないといけないと思う。地方分権、市民自治と書いてもこれが市民に伝わらない。

事務局： 市民自治の基本理念の中にも、市は国及び大阪府との役割分担のもとに、対等な立場に立って相互協力のうえ自立を図る、と定めている。大綱 8【行政経営】の「地方分権の進展を踏まえ」については、前回の審議会でも吹田市は中核市に移行する可能性があるという議論もあったが、これから吹田市がどれだけ権限を持つべきか検討していかねばならないという方向性も含む。権限の委譲を受けるに

は、市民のご協力もいただき、協働や市民自治を進めていく必要もあるが、市民自治については大綱1で整理している。

E委員： その御説明を市民にとってわかりやすい表現にさせていただけると良いと思う。

部会長： 全体を通して、市が持っている課題と、市が何をしたいという宣言が混ざっていると思う。E委員の意見も踏まえると、分けた方がわかりやすい。

地方分権の名の下で、権限は降ろされていくという方向性は変わらない。国は財政が厳しいので降ろしてくるだろうし、府も業務を降ろしてくるだろう。その中で、権限を活かしながら、マイナスだけではなくプラスの側面も活かして考えていく。それがストレートにわかる書き方で良いと思う。考えた結果、自主・自立がわかりやすい表現だというなら、それでも良い。このままではE委員もおっしゃったように主語がわかりにくい。

いま地方分権化がどういう状況にあり、吹田市も努力する必要がある、吹田市役所としては何をしていく、ということだと思う。前向きにご検討いただければ。

時間なので、本日予定していた審議を終了する。

《事務連絡》

事務局： 次回の審議会第2部会は平成29年1月19日（木）午後7時～9時を予定しており、会場は本日と同じく吹田市役所特別会議室で行う。そのときに事務局から修正した素案を示す。平成29年1月24日（火）には総合計画審議会（全体会）の第3回を開催する。

出席状況一覧

第1回 吹田市総合計画審議会第2部会 平成28年(2016年)12月22日(木) 午後6時15分

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	略歴	出欠
1	足立 泰美	学識経験者 1号	甲南大学 経済学部 准教授	○
2	尾崎 雅彦	学識経験者 1号	大和大学 政治経済学部 教授	○
3	加賀 有津子	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	×
4	北村 亘	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 法学研究科 教授	○
5	岡本 智子	市民 2号	公募市民	○
6	横山 竜大	市民 2号	公募市民	×
7	寺西 信昭	市内の公共的団体等の代表者 3号	アジェンダ21すいた 会員	○
8	南雲 稔子	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市社会体育団体連絡会 副会長	○
9	堀田 稔	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田商工会議所 副会頭	○
10	吉田 真治	関係行政機関の職員 4号	大阪府政策企画部企画室 室長	○
出席委員 合計				8名

※選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2号の各号による。

吹田市 出席者

事務局	川本理事(総合計画担当)、岡本企画財政室参事
	霜竹主査、船越主任、中嶋主任、桑野係員
	委託業者